

# 旭川市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内事業者の皆様へ、各種支援をご案内いたします。

給付

休業等要請（飲食店等）

6/1～6/20の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した（飲食店等）

## 【市】感染防止対策協力支援金（飲食店等）

■支援金額：  
 中小企業・個人事業者：売上高に応じて4～10万円/日  
 大企業：売上高の減少額に応じて最大20万円/日  
 ■申請期間：決まり次第お知らせします。  
 ■その他：支援金は店舗ごとに給付。

旭川市  
 専用ダイヤル  
 011-330-8235  
 (8:45～17:15、6月は土日も対応。7月は平日のみ、7月31日まで。)



「新しい生活様式」に取り組みながら、生活衛生関係の営業を行っている店舗

## 【市】「新しい生活様式」取組支援事業

「北海道スタイル」「業種別ガイドライン」に取り組む市内の飲食店・食品小売店など食品営業関連店、理容所・美容所、公衆浴場、クリーニング所、旅館・ホテル、映画館、その他生活関連サービス店舗（エステ、ネイルサロン、フィットネスクラブなど）に、支援金を給付し、「新衛生スタイル取組宣言店」のステッカーを交付します。  
 ■内容：「新衛生スタイル取組宣言店ステッカー」及び支援金3万円  
 ■申請期間：令和3年6月22日（火）～9月30日（木）  
 ■申請先：〒070-8525  
 旭川市7条通10丁目 第三庁舎保健所棟1階  
 旭川市保健所衛生検査課  
 ■その他：他の支援金と併給が可能です。

旭川市保健所  
 衛生検査課  
 0166-25-9114  
 (平日8:45～17:15)



道の営業時間短縮や往来・外出自粛要請による影響で、売上が50%以上減少した（対象期間：令和2年11月～令和3年3月）

## 【道】特別支援金A

令和2年11月～令和3年3月に、時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が対前年（または前々年比）50%以上減少した中小法人・個人事業者等に支援金を給付。  
 ■支援金額：中小法人等20万円、個人事業者等10万円  
 ■申請期間：令和3年8月31日（火）まで

北海道特別支援金  
 コールセンター  
 011-351-4101  
 (平日8:45～17:30)



令和3年4月以降の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置に伴う影響により、売上が50%以上減少した

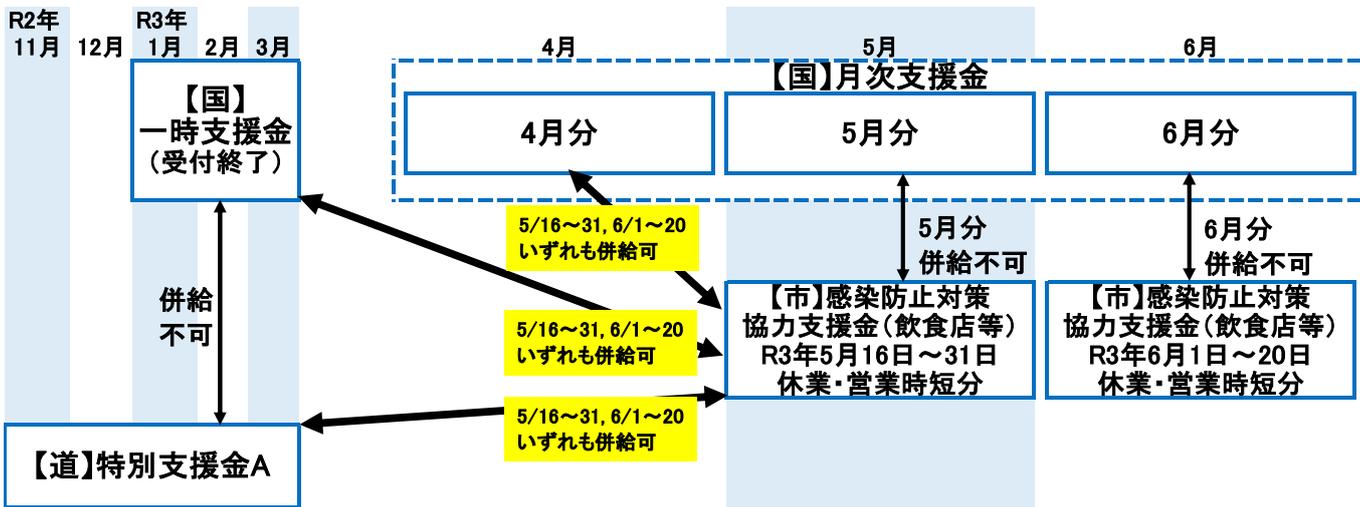
## 【国】月次支援金

飲食店時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した月を対象に給付金を支給。  
 ■支援金額：中小法人等上限20万円/月、個人事業者等上限10万円/月  
 ■申請期間：4月分/5月分は令和3年6月16日～8月15日、6月分は7月1日～8月31日。  
 ■その他：5月16日からの北海道の休業等要請に伴う支援金の受給対象となる月は対象外。

経済産業省  
 月次支援金事務局  
 相談窓口  
 0120-211-240  
 (毎日8:30～19:00)



\* 各支援金の対象期間と、併給できるかどうかは、こちらでご確認ください。  
 なお、各支援金の支給要件によっては、併給可となっても、対象とならない場合があります。



各支援金の案内チラシは「道の駅あさひかわ24時間トイレ側出入り口（神楽4の6）」「市役所第三庁舎1階（6の10）」で入手できます。

雇用

休業中も従業員の雇用を維持するため、休業手当を支払った

**【国】雇用調整助成金**

事業主が雇用維持のため労働者に休業手当等を支払う場合、一部を助成。

■助成金額：1人1日15,000円(上限)、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10を助成。

ハローワーク旭川  
0166-51-0176  
(平日8:30~17:15)



相談窓口

資金繰りについて相談したい

- 日本政策金融公庫 旭川支店 中小企業事業  
電話0166-24-4161
- 日本政策金融公庫 旭川支店 国民生活事業  
電話0166-23-5241
- 商工組合中央金庫 旭川支店  
電話0166-26-2185
- 北海道信用保証協会 旭川支店  
電話0166-24-1441
- 中小企業 金融・給付金相談窓口  
電話0570-78-3183
- 事業者向け特別金融相談窓口  
(旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係)  
電話0166-25-7042

経営相談したい

- 旭川商工会議所 産業支援部 経営支援課  
電話0166-22-8414
- あさひかわ商工会  
電話0166-48-1651
- よろず相談拠点 北海道中小企業総合支援センター道北支所  
電話0166-68-2750

※旭川商工会議所とあさひかわ商工会は、小規模事業者経営改善資金(マル経)の相談を受けています。

事業者向け支援施策について知りたい

- 旭川産業創造プラザ  
電話0166-73-9210